

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年11月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800088号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800054号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年11月1日から昭和63年10月1日に訂正し、昭和63年10月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

昭和63年10月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年10月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和63年10月にA社に入社した。年金記録のお知らせでは、資格取得日が昭和63年11月1日、加入月数が9ヶ月となっているが、給与明細書で10ヶ月分の厚生年金保険料を控除されている。請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたと認められる。

また、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答により、請求者は請求期間において、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(24万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和63年10月1日から同年11月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、事業主が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得年月日が昭和63年11月1日となっている

ことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 63 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800063 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800055 号

第 1 結論

請求者の A 社 (平成 7 年 6 月 1 日前は B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 2 月 28 日から同年 7 月 31 日まで

私は、B 社の役員として、自ら平成 7 年 2 月 10 日に厚生年金保険の加入手続を行った。その後、会社名を A 社に、所在地を C 市に変更し、自分が担当役員として厚生年金保険に継続して加入する手続を行ったが、遡って被保険者資格を喪失されたため請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。当該期間を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者は、厚生年金保険料を滞納していた可能性があり、平成 7 年 6 月頃には従業員がいなくなったため、厚生年金保険の加入をやめることに決めたものの、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出していない旨陳述している。

また、オンライン記録によると、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 7 年 2 月 28 日となっているが、当該資格の喪失に係る処理は、同社が会社名を A 社に変更し、新たな健康保険被保険者証の交付を受けた平成 7 年 6 月 1 日より後の平成 7 年 10 月 17 日付けで行われていることが確認できる。

しかしながら、B 社及び A 社の商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間において両社の取締役就任していることが確認でき、A 社の元代表取締役及び元従業員は、請求者が同社の実質的な事業主であった旨回答及び陳述しており、請求者自身も同社の実質的な事業主として会社の代表者印を管理し、社会保険事務に係る権限を有していた旨陳述しているものの、年金事務所には当時の資料が保管されておらず、同社の事業を承継した D 社において、ただ一人の役員である請求者も当時の資料を保管していないことから、請求者の請求内容について確認できない。

さらに、上述の健康保険被保険者証の交付履歴により、請求者は、期間の特定はできないものの B 社及び A 社に勤務していたことは認められるが、当時の資料

を保管していない上、課税庁及び金融機関にも当時の資料が保管されていないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。